

西浦上中学校 部活動振興会活動規程

1 目的・方針

この規定は西浦上中学校部活動振興会規約第5条に基づき部活動に必要な事項を定める。
部活動は学校教育活動の一環として体育・文化活動に親しみ、望ましい生活習慣や態度を身につけることを目的とする。

2 部

この振興会に次の各部をおく。

◎体育クラブ ◎文化クラブ

3 参加資格

各部の参加者は西浦上中学校に在籍する生徒とする。

4 参加手続

各部に参加を希望する生徒は、入部申込書に振興会会費を添えて振興会事務局に提出し、入部許可を受けるものとする。

5 活動方法

(1) 各部は、顧問教職員が活動計画を立て目的に添って活動する。

(2) 練習は、選手養成主義に陥らないように留意する。

(3) 中間テスト・期末テストは5日前、実力テストは3日前から活動を休止する。

ただし次の場合は顧問教職員が保護者と校長の承認を得て、1時間を超えない程度の練習を例外的に認める。

・テスト休み期間中に公式大会が行われる場合

・テスト実施週の週末に公式大会が行われる場合(大会の1週間前からに限る)

※ 公式大会とは、中体連関係・中文連関係・協会主催の大会とし、対外試合や練習試合は含まない。

(4) 長期休業中は学校の計画に従い活動する。ただし、活動のはじめと終わりには各部の代表生徒が特定勤務者に必ず連絡し連絡簿へ記入する。

(5) 対外試合については、あらかじめ顧問教職員が計画書を添えて校長に承諾を得る。
(対外試合については顧問教職員間で連絡する)

6 活動及び時間

(1) 各部の活動は、会員(保護者)、コーチ、顧問教職員のもとで実施する。会員(保護者)、コーチ、顧問教職員ともに不在の場合は活動を中止、または時間短縮などの措置を行う。

(2) 活動の実施曜日は各部顧問教職員間で調整し案を作り決定する。

(3) 活動時間は原則として次のとおりとする。

〈1〉 平日

	《活動終了時刻》	《完全下校時刻・正門通過》
【4月～中総体】	18時45分	19時00分
【中総体後～1学期末】	18時30分	18時45分
【9月、10月】	18時15分	18時30分
【おくんち後】	17時45分	18時00分
【11月、12月】	17時30分	17時45分
【1月 】	17時45分	18時00分
【2月～3月】	18時00分	18時15分

※ 天候、学校行事等で変更になる場合がある。

〈2〉 土曜・日曜・祝日

- ① 月計画を作成し校長の承諾を得る。
- ② 校外の試合に出かけるときは事前に届け用紙に記入し校長の承諾を得る。
- ③ 顧問教職員が月計画を作成し校長の承諾を得る。
- ④ 対外試合に出かけるときは顧問教職員が事前に届け用紙に記入し校長の承諾を得る。

〈3〉 休日の終日練習は健康を考慮し行わない、3時間を超えない。

〈4〉 週2回は休養日を設定する。

〈5〉 毎月第3日曜日は活動を休みとする。(家庭の日)

〈6〉 4月～10月において、水曜日5校時日課の場合のみ、活動終了時刻を18時00分、完全下校時刻・正門通過を18時15分とする。

7 部員の生活規則

- (1) 登下校の際、買い食いや飲食店に立ち入ることがあってはならない。
- (2) 部員における窃盗・飲酒・喫煙などの不良行為があってはならない。
- (3) 部員は暴力行為やいじめをしたり仲間に加わったりするなど、人や物に損害を与えるような行動があってはならない。
- (4) その他、学校の規則及び部活動の規則を守らなくてはならない。

(服装・活動時間・生徒心得にある事柄)

- ※ 中総体規定で染髪・眉そりは出場停止になる場合があるため、年間を通して染髪・眉そりの違反があった場合は次の試合は出場停止。顧問と担任、学年主任が確認し、改善が見られたら次の試合から出場できる。
- ※ 土日の部活動、校外の部活動や大会においても、携帯電話・オーディオプレーヤー・ゲーム等の不要物の持ち込み、使用は禁止する。

8 その他

- (1) 休日の昼食については、顧問教職員の管理する場所でとることを原則とし、ゴミは必ず持ち帰る。
- (2) (文頭削除) 朝練習は、原則として認めないが、会員(保護者)の了解及び顧問教職員の指導のもとに活動を行うことができる。なお、コーチに代わる会員(保護者)が責任を持って監督する場合に限り活動を認める。(練習時間は7:20~7:50までとし、8:10までには教室へ入る。)
- (3) 土・日曜日、長期休業中の登下校の際の服装は標準服及び部で決められた服装とし、持ち物は通学用かばんとする(学校の許可する各部指定のバッグは認める)。
※ 合宿や遠征などで荷物が多いときはこの限りではない。
- (4) 後片づけ、清掃(更衣室・部室)などが不十分な場合は使用を禁止し部活動を停止することもある。

9 部活動設置基準

(1) 休部

部活動が下記①~③に該当する場合は休部とし、次年度は新入部員を募集しないものとする。ただし、休部中に(3)の「開設」にあたる条件を満たしたときは、振興会での決定を得なくとも、校長の判断で部員を募集することができるものとする。

- ① 3年生の最後の大会出場等の後に、部員がいない状態となった場合
- ② 顧問・保護者・コーチの協力体制がとれない場合
- ③ 部活動顧問が配置できない場合

(2) 廃部

上記(1)により休部となった部が、休部後の最初の4月から1年経過後も部員のいない状態が続き、且つ次項(3)にも該当しない場合は、自動的に廃部となるものとする。

(3) 開設

社会体育での活動が不可能な種目で、本校生徒だけで試合に出場可能な人数が集まり、生徒と保護者が開設を強く希望し、また、顧問を配置できる場合(必要に応じてコーチをおくものとする)は、部活動を開設できるものとする。

(4) その他

上記(2)(3)については振興会で決定する。

10 規程の改正

この規程の改正は指導者協議会の審議を経て会長がこれを定める。

平成16年5月12日一部改正

平成22年5月 6日一部改正

平成25年5月 7日一部改正

平成30年5月 2日一部改正

令和 6年4月26日一部改正